

様式第1号（第3条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	利用証の交付		
根 拠 法 令 名	大津市立図書館の管理運営に関する規則	(条項) 第7条第1項	
基 準 法 令 名	大津市立図書館の管理運営に関する規則	(条項) 第6条	
所 管 部 署	教育委員会 図書館 総務係		
標 準 処 理 期 間	即時～3 日	法 定 処 理 期 間	日
次のいずれかに該当する者が資料の個人貸出のための利用証の交付を受けることができる。 ・ 大津市在住・在勤・在学の者 利用証の交付に当たっては上記の条件を証明する書類を掲示する必要がある。 証明する書類がない場合、もしくは自動車文庫において利用証交付申請があった場合は、 利用証を郵送により送付する。なお、送付先は市内在住者は居住地へ、市内在勤・在学の者については勤務先・学校とする。 参 考 （根拠法令）規則第7条第1項 資料の個人貸出を受けようとする者は、所定の申請書に必要事項を記載して、館長に申請し、所定の利用証の交付を受けなければならない。 （基準法令）規則6条 資料の個人貸出を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （1）市内の住所を有する者 （2）市内の官公署、事業所等に勤務する者 （3）市内の学校に通学する者			